平成２７年（フ）第５３５号
東京都東村山市青葉町２丁目14番地27
破産者　渡邊　美沙
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５４６号
東京都府中市若松町２丁目11番地の１サンパレス府中205
破産者　天野　和廣
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５５４号
横浜市磯子区洋光台３丁目１番１号
破産者　有限会社伊太利屋
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８９号
名古屋市中区金山１丁目９番４号
破産者　有限会社グリーン・バッツ・インターナショナル
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３３号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目16番地
破産者　有限会社木下建設
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７９号
神戸市中央区加納町４丁目７番14号
破産者　有限会社南風坊
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
兵庫県朝来市新井704番地の１
破産者　椿野産業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
奈良県橿原市一町645番１
破産者　有限会社丸玉商事
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１４号
岡山市南区新福１丁目14―13レオパレスウイング新福204号、開始決定時の住所岡山市南区豊成３丁目14番４号レオパレスフルール110号
破産者　德丸　竜次
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３号
沖縄県国頭郡本部町字谷茶443番地の５
破産者　合資会社本部圧送
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３７９号
北海道函館市古川町510―４、商業登記簿上の本店所在地北海道函館市東山２丁目14番13号
破産者　光陽株式会社
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９８号
釧路市星が浦南１丁目５番14号
破産者　株式会社カー・サミット
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４６４号
東京都西東京市富士町６丁目６番13号
破産者　武蔵野セキュリティサービス有限会社
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４６５号
神奈川県小田原市城山１丁目４番１―402号新幹線ビル
破産者　水谷　正彦
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８４号
東京都八王子市宇津木町1026番地５
破産者　有限会社ワークス・トゥー・ワン
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５７号
京都市西京区大枝西長町９番地33
破産者　有限会社マイハウスコレクション
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
京都市下京区烏丸通松原上る因幡堂町713番地
破産者　有限会社ピュアクリスタ
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
長崎市上町１番25号、旧本店所在地長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷359番地
破産者　株式会社ＴＮ企画（旧商号まるの漁業株式会社）
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８５２号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目15番17―504号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目16番９号　201号
破産者　大島正道こと　李　　正道
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６７号
福岡市東区松田２丁目４番18―905号、前住所長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1380番地３
破産者　坂口　慶治
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部